

入札監理小委員会における審議の結果報告 空港有害鳥類防除業務

国土交通省所管の空港有害鳥類防除業務については、平成 26 年度に仙台空港で市場化テストが導入されている。

平成 28 年 4 月から 4 空港において 3 年間の契約により民間競争入札を新規で実施する旨、公共サービス改革基本方針（別表）に定められている。

これに基づいて、国土交通省から提出された民間競争入札実施要項案を入札監理小委員会において審議したので、その結果（主な論点と対応）を以下のとおり報告する。

1. 対象空港を拡大した経緯

国土交通省が南部九州・沖縄ブロックに属する 4 空港（熊本・宮崎・鹿児島・那覇）を自主的に選定した。なお、当該ブロックは継続して 1 者応札であった。

2. 実施要項案の主な修正

- (1) 発注単位をブロック一括から空港単位へ分割
- (2) 使用する防除機器の標準例を追記（資料 6-2 P2 表）
- (3) 防除業務の質について、受託者の責を超えるものであることから、「航空機への鳥衝突に起因する人の死傷を発生させないこと」との項目を削除（資料 6-2 P6 表）

3. パブリックコメントの結果について

平成 27 年 9 月 14 日から 9 月 28 日までの間のパブリックコメントの結果、3 者より 3 件の意見が寄せられたが、実施要項（案）の修正には至らなかった。

4. その他の応札者増加に向けた取組

本業務は銃器を使用するという特殊性から、グループによる共同参加が応札者増加に有効と考えられ、前回の仙台空港の事例で採用された。その実効性を高めるために、国土交通省において、本業務に参入可能な企業の業務内容の把握、参入可能企業の調査等を強化することとなった。

以 上